

公立大学法人秋田公立美術大学内部監査規程

令和2年3月31日

規程第13号

(設置)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学業務方法書第25条の規定に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学(以下「本学」という。)における内部監査について必要な事項を定める。

(内部監査の目的)

第2条 内部監査は、法人の運営諸活動の遂行状況を、適法性および合理性の観点から公正かつ客観的に調査検証し、その結果に基づいて助言又は提言を行うことにより、本学の健全な発展に資することを目的とする。

(内部監査室の設置)

第3条 本学における内部監査を実施するため、秋田公立美術大学内部監査室(以下「内部監査室」という。)を置く。

2 内部監査室に、内部監査室長(以下「室長」という。)、その他必要な職員を置く。

3 室長は、本学の役員又は職員のうち大学運営に精通した者の中から理事長が任命する。

4 室長の内部監査室の業務にかかる専決事項は、公立大学法人秋田公立美術大学事務決裁規程(平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第25号)第5条に規定する課長職の専決事項に準じる。

(業務)

第4条 内部監査室は、次に掲げる業務を行う。

(1) 内部監査の企画、立案および執行に関すること。

(2) 監事による監査の補助に関すること。

(3) 公立大学法人秋田公立美術大学公益通報等処理規程(令和2年公立大学法人秋田公立美術大学規程第14号。)に規定する公益通報に関すること。

(4) その他本学における監査に関すること。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、内部監査に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。